

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

ページ

○港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則	(港湾課)	一
○港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一
○屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	(都市計画課)	二
○建築士法施行細則の一部を改正する規則	(建築宅地課)	六
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(同)	九
○財務規則の一部を改正する規則	(会計課)	一三
○屋外広告物条例施行規則に基づく管理者等の指定	(都市計画課)	一三
○平成二十年宮城県告示第九百八十四号(建築士法第十五条第三項の規定により同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定)の一部改正	(建築宅地課)	一三
○平成十二年宮城県告示第四百九号(地方公所の指定)の一部改正	(会計課)	一三
○平成八年宮城県告示第四百十二号(工事請負契約書及び変更契約書の様式)の一部改正	(契約課)	一三

規 則

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

○宮城県規則第七十二号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則

港湾施設等管理条例施行規則(昭和三十八年宮城県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表中 雷神ふ頭岸壁 1.5 を
高松ふ頭船だまり岸壁 1.5

「雷神ふ頭岸壁 1.5」を

「高砂コンテナ2号上屋 2.0」を

「高砂コンテナ2号上屋 2.0
桟橋だまり岸壁 1.0」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十三号

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則の一部を改正する規則

港湾区域内等における行為の許可に関する条例施行規則(平成十二年宮城県規則第五百一十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中 雷神ふ頭岸壁 1.5 を
高松ふ頭船だまり岸壁 1.5

「雷神ふ頭岸壁 1.5」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十四号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（昭和四十九年宮城県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の表許可地域の項中「又は第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

第五条第二項を次のように改める。

2 前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。ただし、許可の更新を受けようとする広告物等が、条例第十二条の三第一項の点検（以下「点検」という。）を行つた広告物等又は面積が一平方メートル以内の広告物等（移動広告物を除く。）である場合にあつては第一号に掲げるもの、移動広告物である場合にあつては第一号及び第二号に掲げるものの添付を省略することができる。

一 当該広告物等の全景を申請前一月以内に撮影したカラー写真

二 第九条の三第七項に規定する書面（電柱類広告以外の広告物等にあつては、申請前三月以内に

行つた点検に係るものに限る。）

三 その他知事が必要と認めるもの

第九条の次に次の二条を加える。

（管理者設置義務）

第九条の二 条例第十二条の二第一項に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

- 一 はり紙
- 二 広告幕
- 三 立看板
- 四 移動広告物
- 五 アドバルーン

2 条例第十二条の二第二項に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

- 一 地上から広告物等の上端までの距離が四メートルを超える広告物等
- 二 地上から広告物等の上端までの距離が四メートル以内の広告物等で、かつ、条例第八条第一項

の規定により定めた許可の期間が一年を超える広告物等

3 条例第十二条の二第二項に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる広告物等の区分に並び、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 電柱類広告 次に掲げる者

イ 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第十条第二項第三号イに規定する者（以下「屋外広告士」という。）

ロ 都道府県、指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）又は中核市（同法第二百五十二条の二十二第二項の中核市をいう。）の長が行う条例第三十条第一項に規定する屋外広告物講習会（以下この条において「講習会」という。）の課程を修了した者

ハ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による広告美術科に係る職業訓練指導員免許を受けた者、広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者又は広告美術科に係る職業訓練を修了した者

ニ 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第二項に規定する一級建築士又は同条第三項に規定する二級建築士で、かつ、講習会の課程を修了した者

ホ 電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する第一種電気工事士又は同条第二項に規定する第二種電気工事士

ヘ その他知事が指定する者

二 電柱類広告以外の広告物等 前号イ、ハ、ニ又はヘに掲げる者

（点検）

第九条の三 点検は、広告物等の表示又は設置後三年以内ごとに一回行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事由が生じたときは、点検を行わなければならない。

一 広告物等の変更又は改造（条例第九条第一項ただし書に規定する軽微な変更又は改造を除く。）

二 暴風、豪雨、豪雪、地震その他の異常な自然現象を原因とする広告物等による公衆に対する危害を加えるおそれの発生

三 その他知事が必要と認める事由

3 前項の規定により点検を行つた場合における第一項の規定の適用については、同項中「広告物等の表示又は設置後」とあるのは「次項の規定による直近の点検後」とする。

4 点検は、次に掲げる広告物等の箇所の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める項目について行うものとする。ただし、当該広告物等に次に掲げる項目がない場合は、この限りでない。

- 一 基礎部及び上部構造部 次に掲げる項目

- イ 基礎のクラック、支柱と根巻きの間の隙間、支柱のぐらつき等
- ロ 上部構造全体の傾斜、ぐらつき等
- ハ 鉄骨のさびの発生及び塗装の老朽化等
- ニ 支持部 次に掲げる項目

- イ 鉄骨接合部（溶接部及びプレート）の腐食、変形、隙間等
- ロ 鉄骨接合部（ボルト、ナット及びビス）のゆるみ、欠落等
- 三 取付部 次に掲げる項目

- イ アンカーボルト及び取付部プレートの腐食、変形等
- ロ 溶接部及びコーキングの劣化等
- ハ 取付対象部（柱、壁及びスラブ）及び取付部周辺の異常等
- 四 広告板 次に掲げる項目

- イ 表示面板、切り文字等の腐食、破損及び変形並びにビスの欠落等
- ロ 側板及び表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損等
- ハ 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり等
- 五 照明装置 次に掲げる項目

- イ 照明装置の不点灯、不発光等
- ロ 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水等
- ハ 周辺機器の劣化、破損等
- 六 付属部材等 次に掲げる項目

- イ 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他付属品）の腐食、破損等
- ロ 避雷針の腐食、損傷等
- 七 その他知事が必要と認める箇所 知事が必要と認める項目

5 前条第三項の規定は、条例第十二条の三第一項に規定する規則で定める者について準用する。

6 条例第十二条の三第一項ただし書に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

- 一 条例第五条第一項各号に掲げる広告物等
- 二 第九条の二第二項各号に掲げる広告物等

三 前二号に掲げる広告物等のほか、第一項から第三項までに規定する点検を実施する時期（第二項第三号に掲げる時期を除く。）において、表示又は設置の期間が十年を超えない広告物等であつて、条例第七条各号に掲げる禁止広告物でないことを目視により確認した広告物等

7 条例第十二条の三第二項の規定による点検の結果の提出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- 一 広告物等の種類及び設置場所
- 二 点検を行った日
- 三 点検の実施者の氏名
- 四 点検箇所、点検項目及び異常箇所の有無
- 五 異常箇所の改善状況（点検により公衆に対して危害を加えるおそれがある異常が認められた場合に限る。）

六 その他知事が必要と認める事項

8 前項の書面には、次に掲げるものを添付しなければならない。ただし、点検に係る広告物等が電柱類広告である場合にあつては第一号に掲げるもの（面積が一平方メートル以内の電柱類広告である場合にあつては第一号及び第二号に掲げるもの）の添付を省略することができる。

- 一 点検の実施者が第五項において準用する前条第三項各号に定める者を証する書面の写し
- 二 点検後（点検により公衆に対して危害を加えるおそれがある異常が認められた広告物等にあつては、当該異常箇所の改善後）に広告物等の全景を撮影したカラー写真

第十九条第一項中「以下」を「以下この条及び別表第三において」に改める。

第二十条第二号中「昭和二十四年法律第百八十九号」を削る。

別表第三職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づきデザイナー科に係る職業訓練指導員免許を受けた者又は工業デザイナー科若しくは商業デザイナー科に係る職業訓練を修了した者の項中「昭和四十四年法律第六十四号」を削り、同表建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条に規定する建築士の資格を有する者の項中「昭和二十五年法律第二百二号」を削り、同表電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士の資格を有する者の項中「昭和三十五年法律第百三十九号」を削る。

様式第一号中「※表示（設置）者が県外の場合は必置」を削り、「（職業）」を「（資格等の名称等）」に改め、同様式の註中「社団法人日本塗料工業会」を「一般社団法人日本塗料工業会」に、

「3 広告物が、はり紙又は立看板のときは、「表示（設置）の場所」の欄に表示する市町村名を記入してください。」

4 下の欄には、記入しないでください。

「3 資格の名称は屋外広告物条例施行規則第9条の2第3項各号に掲げる資格等の名称等を記入すること（管理者の設置が不要の広告物等又は地上から広告物等の上端までの距離が4m以内の広告物等であつて、許可の期間が1年以内の広告物等に係る申請の場合を除く。）を、

4 広告物が、はり紙又は立看板のときは、「表示（設置）の場所」の欄に表示する市町村名を記入してください。

5 下の欄には、記入しないでください。」

改める。

様式第九号を次のように改める。

様式第9号(第12条関係)

屋外広告物管理者設置等届出書

年 月 日

宮城県 土木事務所長 殿

住所 電話

氏名又は名称

次の屋外広告物(屋外広告物を掲出する物件)に係る(管理者表示者又は設置者)を(設置変更)したので、届出します。

許可事項	広告物等の種類	<input type="checkbox"/> 独立して地上に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物 <input type="checkbox"/> 建築物等の壁面に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物 <input type="checkbox"/> 建築物等の屋上等に表示し、又は設置する固定広告物又は照明広告物 <input type="checkbox"/> 電柱類広告 <input type="checkbox"/> その他() (特殊照明装置の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無)					
	許可年月日	年 月 日	許可番号	指令第 号	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	表示(設置)の場所					高さ	(地上から広告物等の上端までの距離) <input type="checkbox"/> 4 m超 <input type="checkbox"/> 4 m以下
新たな管理者(表示者又は設置者)	住所	電話					
	氏名又は名称						
	※以下は管理者の場合に記入 資格等の名称等 <input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 屋外広告物講習会修了者 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者(広告美術科に係るもの) <input type="checkbox"/> 1級又は2級広告美術仕上げ技能士 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者(広告美術科に係るもの) <input type="checkbox"/> 一級又は二級建築士かつ屋外広告物講習会修了者 <input type="checkbox"/> 第一種又は第二種電気工事士 <input type="checkbox"/> その他知事が指定する者()						
従前の管理者(表示者又は設置者)	住所	電話					
	氏名又は名称						
	※以下は管理者の場合に記入 資格等の名称等 <input type="checkbox"/> 屋外広告士 <input type="checkbox"/> 屋外広告物講習会修了者 <input type="checkbox"/> 職業訓練指導員免許所持者(広告美術科に係るもの) <input type="checkbox"/> 1級又は2級広告美術仕上げ技能士 <input type="checkbox"/> 職業訓練修了者(広告美術科に係るもの) <input type="checkbox"/> 一級又は二級建築士かつ屋外広告物講習会修了者 <input type="checkbox"/> 第一種又は第二種電気工事士 <input type="checkbox"/> その他知事が指定する者()						
備考							

注意

- 1 本様式を届け出るべき者は届出の対象となる広告物の表示者又は設置者として当該広告物等の法律上の責任者及び義務者となるものであって、実際に広告物等の設置工事を行う行為者ではありません。
- 2 届出の対象となる広告物等が複数ある場合であって、いずれか一つでも地上から広告物等の上端までの高さが4 mを超える場合は高さ4 m超として届け出てください。
- 3 資格番号は上欄に掲げる資格等について付与されている登録番号等を記載してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、同年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間における、改正後の屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）第九条の二第三項第二号及び第九条の三第五項において準用する第九条の二第三項第二号の規定の適用については、これらの規定中「ハ」とあるのは「ロ、ハ」とする。

3 改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、新規則の規定によるものとみなす。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十五号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十七年宮城県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び建築士事務所登録簿の閲覧」を削る。

第九条の二の見出し中「閲覧」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

6 名簿に登録されていることの証明を受けようとする者は、^{二級}木造建築士登録証明願（様式第七号の

三）を知事に提出しなければならない。

第九条の三第一項中「及び第七条」を、「第七条及び第九条の二第六項」に改める。

「第三章 建築士事務所の登録及び建築士事務所登録簿の閲覧」を「第三章 建築士事務所の登録」に改める。

第二十八条の見出し中「閲覧」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

4 法第二十三条の三第一項に規定する登録簿に登録されていることの証明を受けようとする者は、

建築士事務所登録証明願（様式第十二号）を知事に提出しなければならない。

第二十九条第一項中「及び第三項」を、「第三項及び第四項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」

に改め、「報告書等」の下に「と、同条第四項中「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」を加

える。

様式第五号中

8 申請理由 (具体的に詳しく 記入のこと。)	書換え交付	
	再交付(汚損)	

を

8 申請理由 (具体的に詳しく 記入のこと。)	書換え交付	
	再交付(汚損)	

に改める。

※ 講習受講履歴の記載希望 有・無・変更なし

様式第七号の二の次に次の二様式を加える。

様式第7号の3 (第9条の2関係)

年 月 日

様式第十号中「宮城県指定登録機関」を「宮城県指定事務所登録機関」に改める。
様式第十一号の次に次の一様式を加える。

宮城県知事
宮城県指定登録機関 殿

願出人 住 所
氏 名
電話番号

㊦

二級建築士登録証明願
未造

下記の者が^{二級}建築士名簿に登録されていることを証明願います。

記

- 1 氏 名
- 2 生年月日 年 月 日
- 3 現 住 所
- 4 本 籍
- 5 登録年月日 年 月 日
- 6 登録番号 宮城県知事登録 第 号
- 7 使用目的

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

(手数料： 通× 円= 円)

証明願手数料納入(付)証票 貼付欄

※証明願は、必要数に1を加えた部数を提出すること。
収入証紙は、提出する証明願のうち1枚のみに貼付すること。

様式第12号 (第28条関係)

宮城県知事
宮城県指定事務所登録機関 殿

願出人 ①

建築士事務所登録証明願

下記のとおり、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の3第1項に規定する登録簿に登録されておることを証明願います。

記

- 1 名 称
- 2 開設者氏名
- 3 所在地
- 4 管理建築士氏名
- 種別・登録番号 一級 ・ 二級 ・ 木造 () 第 号
- 5 事務所の区分 一級 ・ 二級 ・ 木造
- 6 事務所登録年月日 年 月 日
- 7 事務所登録番号 宮城県知事登録 第 号
- 8 使用目的

上記のとおり相違ないことを証明する。

(手数料: 通× 円 = 円)
証明願手数料納入(付)証票 貼付欄

※証明願は、必要数に1を加えた部数を提出すること。
収入証紙は、提出する証明願のうち1枚のみに貼付すること。

附 則
この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十六号
建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和四十六年宮城県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。
目次中「第四十一条」を「第四十一条の二」に改める。

第十八条中「第四十八条第十四項」を「第四十八条第十五項」に改める。
第二十六条の第三第二項中「(り)項第四号又は(ぬ)項第二号」を「(ぬ)項第四号又は(る)項第二号」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 政令第三百十号の九の四第一号又は第二号に規定する建築物を建築しようとする場合における法第六条第一項の申請書には、省令第一条の三第一項の表に掲げる図書のほか、事業調査(様式第八号の三)を添えなければならない。
第二十九条第三項及び第四項中「又は第十項ただし書」を、「第十項ただし書又は第十項ただし書」に改める。

第三十四条中「第十三項」を「第十四項」に改める。
第四十一条の次に次の一条を加える。
(台帳記載事項証明書の交付申請等)
第四十一条の二 条例第十九条の表三十八の項に規定する証明書の交付を受けようとする者は、台帳記載事項証明書交付申請書(様式第二十三号)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の証明書の様式は、次に掲げる当該証明書の交付を受けようとする建築物等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
- 一 建築物 様式第二十四号
 - 二 工作物 様式第二十五号
 - 三 昇降機 様式第二十六号
 - 四 昇降機以外の建築設備 様式第二十七号
- 第四十三条中「様式第二十三号」を「様式第二十八号」に改める。
第四十六条中「様式第二十四号」を「様式第二十九号」に改める。

様式第八号の二の次に次の一様式を加える。

様式第 8 号の 3 (第26条の 3 関係)

事業調査

建築主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)				
敷地の地名及び地番				
主 要 用 途	<input type="checkbox"/>	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗		
	<input type="checkbox"/>	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店		
併 用 用 途 1				
併 用 用 途 2				
併 用 用 途 3				
敷 地 面 積 建 築 面 積	既存の部分	申請に係る 増 加 部 分	申請に係る 減 少 部 分	合 計
	m ²	m ²	m ²	m ²
延 べ 面 積	主要用途	m ²	m ²	m ²
	併用用途 1	m ²	m ²	m ²
	併用用途 2	m ²	m ²	m ²
	併用用途 3	m ²	m ²	m ²
合 計	m ²	m ²	m ²	m ²
生産地域 (住所等)		販売予定物品		取 扱 量 (毎月の入荷量等)
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物				
上 記 以 外				
備考				

必要に応じて、次の事項等用途の確認に必要な情報について記入してください。
 ※季節ごとに取り扱う農産物が変動する場合、何かどのように変動するか。
 ※飲食店の場合、提供する料理とそれぞれ活用する主たる材料。
 (注意) 1 主要用途欄については、該当する主要用途のいずれかの□にしを記入してください。
 2 併用用途1から併用用途3までの欄については、併用用途がある場合にその用途を記入してください。
 3 新築の場合の面積は、「申請に係る増加部分」に記入してください。

様式第十号及び様式第十一号中「建^レい^ル」を「建^ル」に改める。
様式第二十四号を様式第二十九号とし、様式第二十三号を様式第二十八号とし、様式第二十二号の次に次の五様式を加える。

様式第23号 (第41条の2関係)

台帳記載事項証明書交付申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____

次の建築物等に係る建築基準法第12条第8項の台帳に記載された事項を証明願います。

1 証明書を受けようとする建築物等の概要

(1) 種 別 建築物・工作物・昇降機・昇降機以外の建築設備
該当する種別を○で囲んでください。

(2) 確 認 済 証 番 号 第 _____ 号

(3) 確 認 済 証 交 付 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 証明を受けようとする事項

(1) 建築主に係る事項

(2) 建築物等の概要

(3) 建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項に規定する確認済証に係る事項

(4) 建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証に係る事項

(5) その他 (_____)

3 交付通数 _____ 通

※手数料欄

※受付欄	※交付番号欄
年 月 日	年 月 日
第 号	第 号

(注意) 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができません。
2 「2(1)建築主に係る事項」は、1(1)の種別が建築物である場合に証明されます。
3 ※印欄は記入しないでください。

様式第24号 (第41条の2関係)

台帳 (建築物) 記載事項証明書

第 年 月 日 号

申請者 様

宮城県知事

下記のとおり, 建築基準法第12条第8項の台帳に記載された事項と相違ないことを証明します。
記

1 建築主			
(1) 住所			
(2) 氏名			
2 建築物の概要			
(1) 敷地の地名地番			
(2) 主要用途			
(3) 工事種別			
(4) 敷地面積	㎡		
(5) 建築面積	申請部分	申請以外の部分	合計
(6) 延べ面積	㎡	㎡	㎡
(7) 構造			
(8) 階数	地上	階	地下 階
3 確認済証に係る事項			
確認済証交付年月日	第 年 月 日	第 年 月 日	第 年 月 日
確認済証番号	第 号		
(指定確認検査機関において確認済証を交付した場合, その機関名)			
4 検査済証に係る事項			
検査済証交付年月日	第 年 月 日	第 年 月 日	第 年 月 日
検査済証番号	第 号		
(指定確認検査機関において検査済証を交付した場合, その機関名)			
5 その他			

様式第25号 (第41条の2関係)

台帳 (工作物) 記載事項証明書

第 年 月 日 号

申請者 様

宮城県知事

下記のとおり, 建築基準法第12条第8項の台帳に記載された事項と相違ないことを証明します。
記

1 工作物の概要	
(1) 敷地の地名地番	
(2) 種類	
(3) 高さ	m
(4) 構造	
(5) 工事種別	
2 確認済証に係る事項	
確認済証交付年月日	第 年 月 日
確認済証番号	第 号
(指定確認検査機関において確認済証を交付した場合, その機関名)	
3 検査済証に係る事項	
検査済証交付年月日	第 年 月 日
検査済証番号	第 号
(指定確認検査機関において検査済証を交付した場合, その機関名)	
4 その他	

様式第26号 (第41条の2関係)

台帳 (昇降機) 記載事項証明書

第 年 月 日 号

申請者 様

宮城県知事

下記のとおり, 建築基準法第12条第8項の台帳に記載された事項と相違ないことを証明します。

記

1 昇降機の概要	
(1) 所在地	
(2) 種別	
(3) 用途	
(4) 積載荷重	N
(5) 最大定員	人
(6) 定格速度	n/min
2 確認済証に係る事項 確認済証交付年月日 第 年 月 日 号 確認済証番号 (指定確認検査機関において確認済証を交付した場合, その機関名)	
3 検査済証に係る事項 検査済証交付年月日 第 年 月 日 号 検査済証番号 (指定確認検査機関において検査済証を交付した場合, その機関名)	
4 その他	

様式第27号 (第41条の2関係)

台帳 (昇降機以外の建築設備) 記載事項証明書

第 年 月 日 号

申請者 様

宮城県知事

下記のとおり, 建築基準法第12条第8項の台帳に記載された事項と相違ないことを証明します。

記

1 建築設備の概要	
(1) 所在地	
(2) 建築設備の概要	
2 確認済証に係る事項 確認済証交付年月日 第 年 月 日 号 確認済証番号 (指定確認検査機関において確認済証を交付した場合, その機関名)	
3 検査済証に係る事項 検査済証交付年月日 第 年 月 日 号 検査済証番号 (指定確認検査機関において検査済証を交付した場合, その機関名)	
4 その他	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の規定によるものとみなす。

財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十七号

財務規則の一部を改正する規則

財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第五十条第四項第四号中「のうち支払額が確定しているもの」を削り、同項に次の一号を加える。

六 前各号に掲げるもののほか、請求に関する書面を添えて支払う必要がある経費

第五十四条第五項中「第五号」を「第六号」に改め、同条に次の一項を加える。

6 前項の場合において、第五十条第四項第三号に規定する費用の資金前渡金の支払が継続又は長期にわたるものについて、毎月その月の末日に支払残額があるときは、これを翌月に繰り越すことができる。

第七十九条第一項ただし書中「ただし、」の下に「警察本部にあつては、旅行命令権者が事件の捜査その他業務上の支障があると認める場合を除き、」を加える。

第百八十九条第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「しよ」とするときの下に「又は生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者と履行延期の特約等をしよ」とするとき」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第三百八十二号

屋外広告物条例施行規則(昭和四十九年宮城県規則第四十四号。以下「規則」という。)第九条の二第三項第一号へに規定する知事が指定する者(以下「管理者」という。)及び規則第九条の三五

項において準用する規則第九条の二第三項第一号へに規定する知事が指定する者(以下「点検者」という。)を次のとおり指定し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 管理者

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会又は公益社団法人日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習を修了した者

二 点検者

一般社団法人日本屋外広告業団体連合会又は公益社団法人日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習を修了した者

○宮城県告示第三百八十三号

平成二十年宮城県告示第九百八十四号(建築士法第十五条第三号の規定により同条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者の指定)の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一中「卒業」の下に「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了)を加え、一の表学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は高等専門学校(昭和二十二年法律第二十六号)を削り、一(注)中「昭和三十一年文部省令第二十八号」の下に「又は専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)」を、「昭和五十年文部省令第二十一号」の下に「又は専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)」を加える。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

○宮城県告示第三百八十四号

平成十二年宮城県告示第四百九号(地方公所の指定)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第一号中「及び消防学校」を「、消防学校及び防災ヘリコプター管理事務所」に改める。

○宮城県告示第三百八十五号

第八号中「、気仙沼西高等学校」を削る。

平成八年宮城県告示第四百十二号（工事請負契約書及び変更契約書の様式）の一部を次のように改正し平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月二十日

宮城県知事 社 井 藤 浩

様式第一号の第七条の次に次の一条を加える。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる法の規定による届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工場の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合
- (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工場の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

様式第一号の第十条第一項中「（昭和24年法律第100号）」を「（昭和24年法律第100号）」と「平成30年3月31日」とを「平成31年3月31日」とし、同条の第四十八条に見出しを「（発注者の任意解除権）」を加える。

様式第一号中「 年 月 日締結した」と「 年 月 日付けで締結した」とを「